

## ○松本市情報セキュリティ対策基本要綱

平成16年3月26日

訓令甲第1号

### (目的)

第1条 この要綱は、市民の個人情報をはじめとする情報資産の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、本市の情報セキュリティを確保し、もって市民に信頼される市政運営を推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1号に規定する個人情報のうち電磁的記録に記録されるもの又はされたものをいう。
- (2) 行政情報 松本市情報公開条例（平成13年条例第72号）第2条第2項に規定する公文書のうち電磁的記録に記録されるもの又はされたもの（個人情報を含む。）及び入出力帳票をいう。
- (3) 情報システム ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体等で構成され、これらの一部又は全部で業務処理を行う仕組み（構成及び仕様に関する資料等を含む。）をいう。
- (4) 情報資産 情報システム、情報システムで取り扱う行政情報及び個人情報をいう。
- (5) 情報セキュリティ 情報資産の機密性（情報にアクセスすることを認可された者だけがアクセスできることを確実にすることをいう。）、完全性（情報及び処理の方法の正確さ及び完全である状態を安全防護することをいう。）及び可用性（許可された利用者が必要なときに情報にアクセスできることを確実にすることをいう。）を確保し、維持することをいう。
- (6) 職員 松本市職員定数条例(昭和31年条例第15号)第1条に規定する職員（市長の事務部局の職員に限る。）及び市長の事務部局に勤務する会計年度任用職員をいう。
- (7) 委託事業者 業務委託契約等に基づき、本市の情報資産の取扱いを含む業務等に従事する者（再委託等により業務等に従事する者を含む。）をいう。

### (対象とする脅威)

第3条 情報資産に対する脅威は、次に掲げるものとする。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃又は部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計又は開発の不備、プログラム上の欠陥、操作又は設定ミス、メンテナンス不備、内部又は外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的的要因による情報資産の漏えい、破壊、消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模かつ広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

(5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等  
(対象範囲等)

第4条 この要綱を適用する対象及び対象者の範囲は、次のとおりとする。

(1) 対象範囲 本市が管理する全ての情報資産

(2) 対象者の範囲 職員及び委託事業者（以下「職員等」という。）

(職員等の義務)

第5条 職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、情報資産の取扱い及び情報セキュリティ対策の実施に当たっては、関係法令のほか、この要綱を遵守する義務を負うものとする。

(最高情報セキュリティ責任者)

第6条 本市の情報セキュリティ対策を統括する最高情報セキュリティ責任者は、松本市最高デジタル責任者等設置要綱（平成27年告示第101号）の規定に基づき設置する最高デジタル責任者とする。

(情報資産の分類)

第7条 情報資産は、その内容に応じて分類し、重要度に応じた情報セキュリティ対策を行うものとする。

(情報セキュリティ対策)

第8条 本市の情報セキュリティの確保に当たっては、第3条に規定する脅威の発生による被害の防止を図るための対策を実施するものとする。

(情報セキュリティ対策基準)

第9条 情報セキュリティ対策の実施に当たり、職員等が遵守すべき行為及び判断等の統一基準として、情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）を定めるものとする。

2 対策基準は、次に掲げる対策について定めるものとする。

(1) 物理的セキュリティ対策 施設への不正な立入り、情報資産の損傷等を防止するための物理的な対策に関する事項

(2) 人的セキュリティ対策 職員等に対する情報セキュリティの重要性を認識させるための研修及び啓発等の人的な対策に関する事項

(3) 技術的セキュリティ対策 情報資産に対するアクセス制御、情報システム及びネットワークの維持管理等の技術的な対策に関する事項

(4) 運用におけるセキュリティ対策 ネットワークの監視、対策基準の遵守状況の確認等の運用面における対策に関する事項

(5) 緊急時におけるセキュリティ対策 緊急事態が発生した際に、迅速な対応を可能とするための緊急時における対策に関する事項

(情報セキュリティ対策実施手順)

第10条 対策基準に基づき情報セキュリティ対策に関する具体的な手順を明らかにするため、情報セキュリティ対策実施手順（以下「実施手順」という。）を策定するものとする。

2 実施手順は、個々の情報資産に対する脅威又は情報資産の重要度に応じ、策定するものとする。  
（情報セキュリティに関する監査等）

第11条 情報セキュリティ対策が適正に実施され、情報セキュリティが確保されていることを検証するため、定期的に情報セキュリティ監査を実施するものとする。

2 情報セキュリティ監査の結果等により、情報セキュリティ対策の有効性等について評価するとともに、必要に応じて随時情報セキュリティ基準等の見直しを行うものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年3月31日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令甲第16号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日訓令甲第7号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓令甲第3号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月22日訓令甲第41号）

この訓令は、令和2年12月22日から施行する。

附 則（令和5年3月30日訓令甲第14号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月26日訓令甲第10号）

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。